

## 第68号議案

### 加東市体育施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

### 加東市体育施設条例の一部を改正する条例

加東市体育施設条例（平成18年加東市条例第102号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考第3号ただし書並びに別表第3滝野総合公園体育館使用料金表の1の表備考第3号ただし書及び2の表備考第3号ただし書中「場合」の右に「並びに加西市、西脇市及び多可町に住所を有する個人」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加東市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可した使用に係る使用料について適用し、同日前に許可した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 第68号議案 要旨

### 加東市体育施設条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

定住自立圏形成協定に基づき、圏域全体で定住人口の増加を目指し、必要な生活機能を確保し及び充実させ、地域の活性化と発展を図るため、3市1町（加西市、加東市、西脇市及び多可町）における体育施設の相互利用を促進するに当たり、体育施設の使用料の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

北播磨定住自立圏の構成市町である加西市、西脇市及び多可町に住所を有する個人の体育施設の使用料を加東市民と同額とすること。（別表第2及び別表第3関係）

#### 3 施行期日 平成30年4月1日

## 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>別表第2（第6条関係）（略） (備考) (1)・(2)（略） (3) 市外に住所を有する個人（市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を除く。）又はその事務所若しくは事業所が市外にある法人その他の団体に対する使用料の額は、この表に規定する額の2倍に相当する額とする。ただし、前号に該当する場合_____を除く。</p>	<p>別表第2（第6条関係）（略） (備考) (1)・(2)（略） (3) 市外に住所を有する個人（市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を除く。）又はその事務所若しくは事業所が市外にある法人その他の団体に対する使用料の額は、この表に規定する額の2倍に相当する額とする。ただし、前号に該当する場合<u>並びに加西市、西脇市及び多可町に住所を有する個人</u>を除く。</p>
<p>別表第3（第6条関係）（略） 1 施設使用料（略） (備考) (1)・(2)（略） (3) 市外に住所を有する個人（市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を除く。）又はその事務所若しくは事業所が市外にある法人その他の団体に対する使用料の額は、この表に規定する額の2倍に相当する額とする。ただし、前号に該当する場合_____を除く。</p>	<p>別表第3（第6条関係）（略） 1 施設使用料（略） (備考) (1)・(2)（略） (3) 市外に住所を有する個人（市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を除く。）又はその事務所若しくは事業所が市外にある法人その他の団体に対する使用料の額は、この表に規定する額の2倍に相当する額とする。ただし、前号に該当する場合<u>並びに加西市、西脇市及び多可町に住所を有する個人</u>を除く。</p>

<p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 附属設備使用料 (略)</p> <p>備考</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市外に住所を有する個人（市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を除く。）又はその事務所若しくは事業所が市外にある法人その他の団体に対する使用料の額は、この表に規定する額の2倍に相当する額とする。ただし、前号に該当する場合_____</p> <p>_____を除く。</p>	<p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 附属設備使用料 (略)</p> <p>備考</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市外に住所を有する個人（市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を除く。）又はその事務所若しくは事業所が市外にある法人その他の団体に対する使用料の額は、この表に規定する額の2倍に相当する額とする。ただし、前号に該当する場合並びに加西市、西脇市及び多可町に住所を有する個人を除く。</p>
---	---